

水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の見直しについて

1 背景

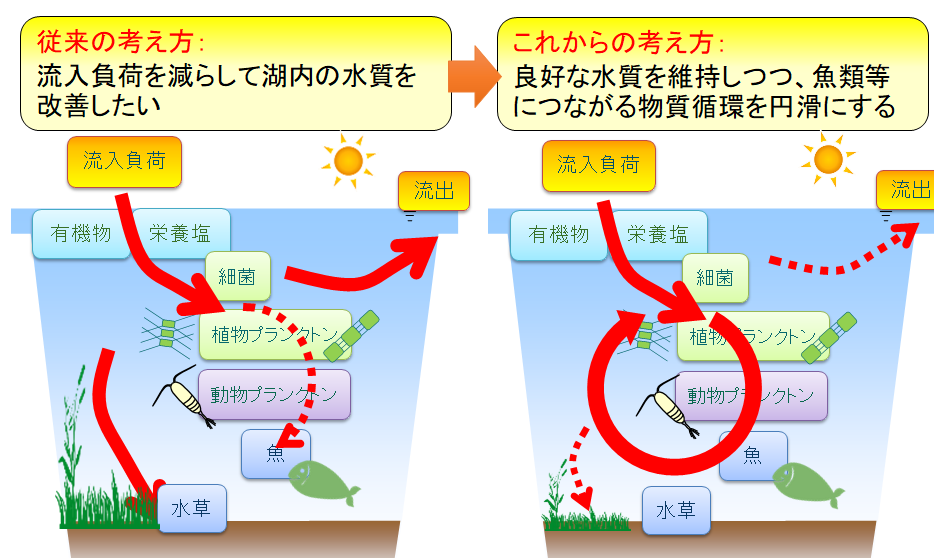
- ・ 令和6年9月に開催された、中央環境審議会水環境・土壌農薬部会 生活環境の保全に関する水環境小委員会(第1回)において、地域のニーズや実情に応じた水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の在り方と柔軟な運用について検討が行われた。
- ・ その結果を踏まえて、水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準について、「①適時適切な類型の見直し」、「②「利用目的の適応性」に係る水浴の見直し」、「③季別の類型指定」、「④CODの達成評価の変更」に関し、告示及び事務処理基準が令和7年2月14日付けで改正された。

2 見直しの概要

別紙のとおり

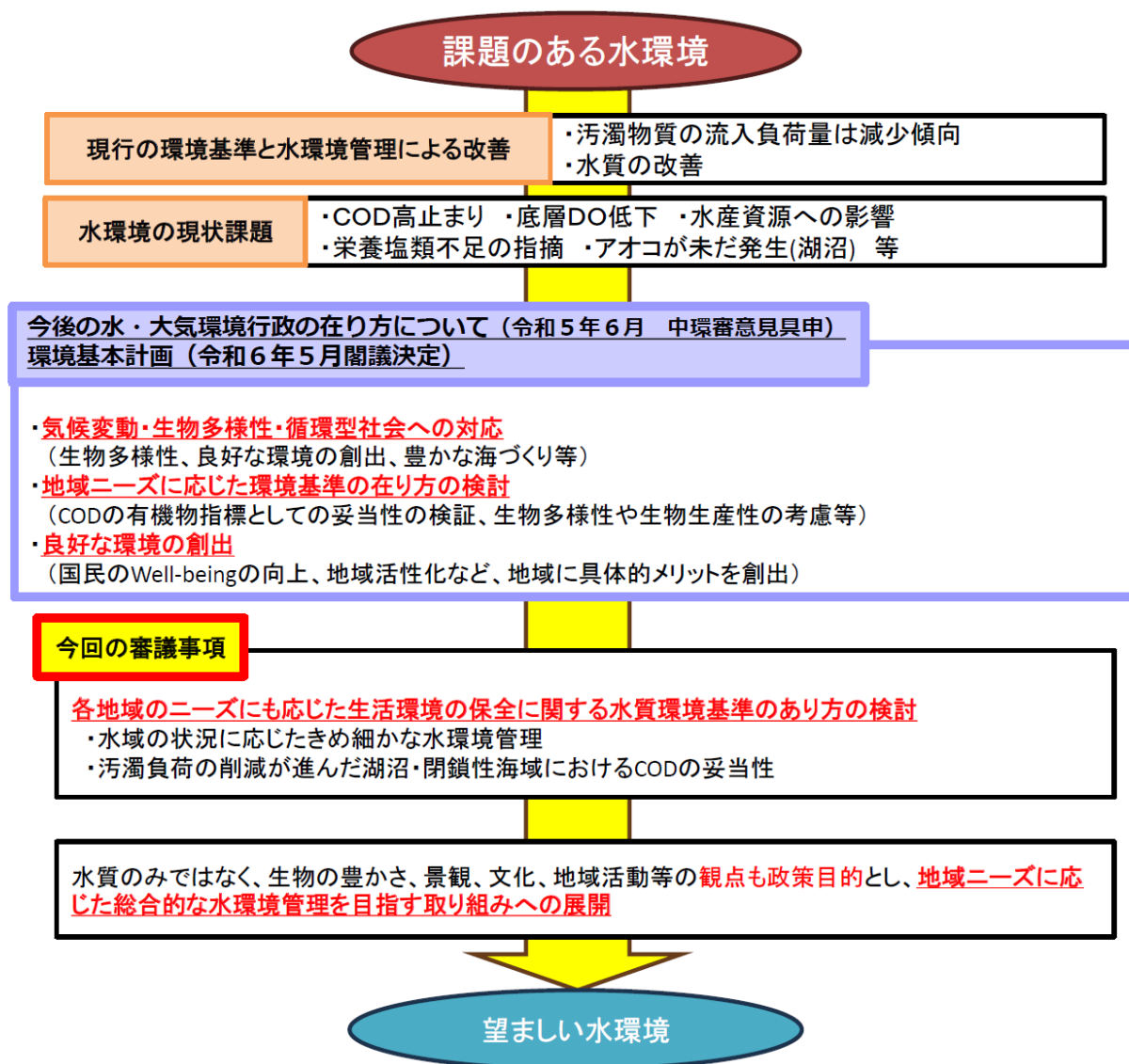
3 本県の今後の対応

- ・ 現在、琵琶湖においては、水質は改善している一方で、在来魚介類が減少するなど生態系の課題が顕在化している状況である。
- ・ こうした多様化する課題に対応するには、良好な水質を維持しつつ、魚介類につながる物質循環を円滑にする新たな水質管理手法が必要である旨、国に要望してきたところである。
- ・ 今回の環境基準等の見直しも踏まえ、本県の水質管理の方向性について、関係団体および関係部局と協議の上、令和7年度以降の環境審議会水・土壌・大気部会で審議する予定である。



図：新たな水質管理手法の考え方

環境基準の見直しに係る背景



(令和6年9月24日 生活環境の保全に関する水環境小委員会(第1回)の資料から抜粋)

① 適時適切な類型の見直しの概要

- 生活環境の保全に関する環境基準については、環境基準告示に水域の利用目的の変化にあわせて水域類型を適宜見直すことと規定※1されている。
- 冬季の低温期の川養殖への影響等これらの栄養塩類濃度が低いことによる生態系や水産資源への影響を懸念する声など、窒素・リンの環境基準の水域類型を見直すニーズが潜在的に存在。
- 一方で、いわゆる「現状非悪化」の規定※2により、自治体が現在の水域類型よりも基準値の高い類型に変更する場合、「現状非悪化」に反するのではないかと懸念により、適切な類型への見直しがされていないことがある。
- このため、利用目的の実態、科学的知見等を踏まえ、地域の意見を聞いたうえで、利用目的に支障のない範囲で水域類型を見直すことは、**地域の実情に応じた適切な類型の見直しであり、「現状非悪化」に該当しないことを事務処理基準（通知）に示す。**また、類型の指定の見直しは適宜適切に類型の見直しを行うことを奨励する。なお、類型の変更を行った場合には、水域の水質の変化を常時監視の結果も活用しつつ確認していくことが重要。

※1：水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号） 第四 1（3）

※2：水質汚濁に係る環境基準について 第一 2（2）

長野県における類型変更の例（令和5年3月）

長野県野尻湖では、以下のような情報を収集し、類型の変更を実施

- ・ 水道水源（水道1級）としての取水の廃止
- ・ 水産利用にて、AA類型の環境基準未達成が継続しているがヒメマスの生息に支障は生じていない。
- ・ 污水处理人口普及率が向上し現況の汚濁負荷量のうち80%強が自然起源
- ・ 人為起源の汚濁負荷を除いた場合であっても将来予測値はAA類型の水質基準値を満たしていない

○ COD等

水 系	類 型		達成期間	
	現状	見直し（案）	現状	見直し（案）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
野尻湖	AA	A	ハ	イ

湖沼における環境基準の類型指定見直しについて（長野県HP）

<https://www.pref.nagano.lg.jp/mizutaiki/kurashi/shizen/suishitsu/2022ruikeishitei.html>

（参考）湖沼におけるCOD等の環境基準（告示別表2（2）湖沼）

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度（pH）	化学的酸素要求量（COD）	浮遊物質（SS）	溶存酸素量（DO）	大腸菌数
AA	水道1級	6.5以上	1ng/L	1ng/L	7.5ng/L	20CFU/100ml
	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	8.5以下	以下	以下	以上	以下
A	水道2級	6.5以上	3ng/L	5ng/L	7.5ng/L	300CFU/100ml
	水道2級 水質 及びB以下の欄に掲げるもの	8.5以下	以下	以下	以上	以下
B	水道3級	6.5以上	5ng/L	15ng/L	5ng/L	—
	工業用水1級 農業用水 及びCの欄に掲げるもの	8.5以下	以下	以下	以上	—
C	工業用水2級	6.0以上	8ng/L	ごみ等の浮遊が認められないこと	2ng/L	—
	環境保全	8.5以下	以下	—	以上	—

（令和6年9月24日 生活環境の保全に関する水環境小委員会（第1回）の資料から抜粋）

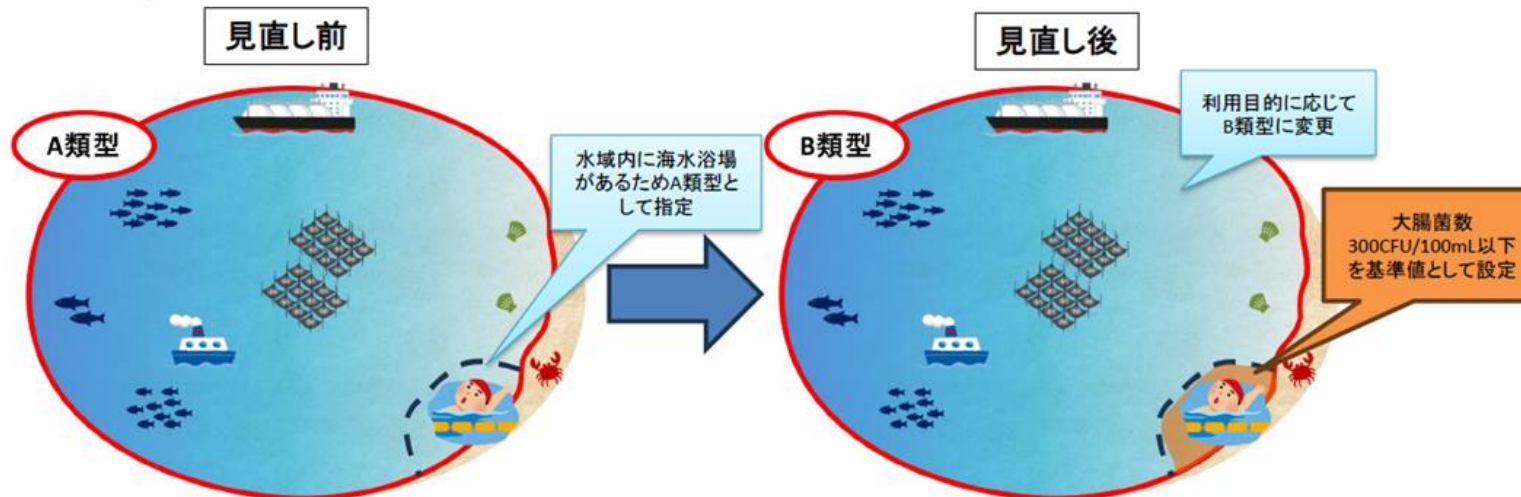
② 「利用目的の適応性」に係る水浴の見直しの概要

- ある水域の類型を検討する場合、当該水域内に水浴場があることをもって、その水域全体に「水浴」を適用している例があるが、水域全体に求められる水質と水浴場で求められる水質は必ずしも一致するわけではない。
- また、諸外国での水浴（主にレクリエーション用途）基準では、「**大腸菌数**」を基準としているものが多く、「**COD/BOD、SS、DO、全窒素、全磷**」を対象としているものは少ない。このため、日本においても水浴に求められる基準として「大腸菌数」とすることが妥当。
- このため、**現行の告示別表にある各類型から「水浴」の利用用途を除外し、「水浴」については、別途備考欄に「大腸菌数」を適用する旨を規定する。**

見直しを行った後に想定される対応の例

ある水域について、CODについてはB類型相当だが、水域の中に海水浴場があることから、「水浴」を利用目的としているために当該水域全体がA類型となっている場合。

⇒上記の見直しにより、COD等の水域の状況にあわせて、類型をB類型に変更する。ただし、水浴場のある測定点については、大腸菌数300CFU/100mlが適用される。



(令和6年9月 24 日 生活環境の保全に関する水環境小委員会(第1回)の資料から抜粋)

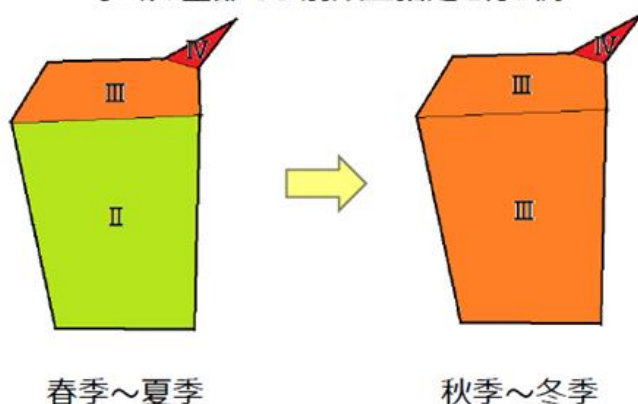
③ 季別の類型指定の概要

- 海域及び湖沼において窒素・リンの濃度低下による生物への影響が指摘されており、一部の地域では栄養塩供給に関するニーズがある。一方で、窒素・リンの供給過多による富栄養化への懸念も存在する。
- 様々な地域のニーズに柔軟な対応ができるよう、COD及び全窒素・全磷において「季別の類型指定の選択が可能であること」を事務処理基準(通知)に示す。
- COD及び全窒素・全磷の環境基準の評価については、
 - ・ COD：類型水域内の各環境基準点の年間の日平均値の「75%水質値」を元に評価を行うこととしているが、季別類型を選択した場合は、水域区分に対する当該期間の「75%水質値」を元に評価を行う。
 - ・ 全窒素・全磷：類型水域内の「各環境基準点の年平均値」の平均値で評価を行うこととしているが、季別類型を選択した場合は、水域区分に対する当該期間の月別平均値を元に評価を行う。

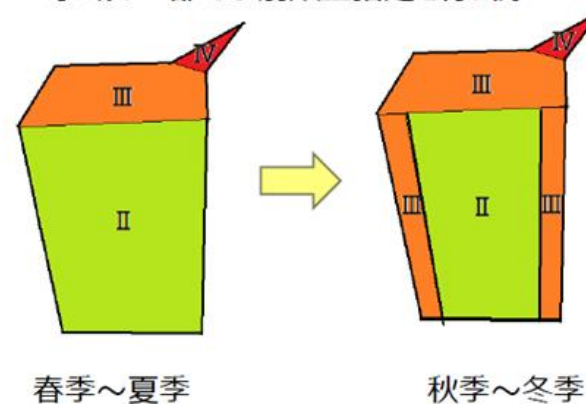
季別の類型指定を行う場合のイメージ

川養殖等のため秋季～冬季にかけて栄養塩の供給が必要となる水域の場合、春季と水浴シーズンである夏季はⅡ類型のまま、栄養塩増加が必要な秋季～冬季をⅢ類型とするなど、柔軟な水域指定方法が考えられる。

水域の全部で季別類型指定を行う例



水域の一部で季別類型指定を行う例

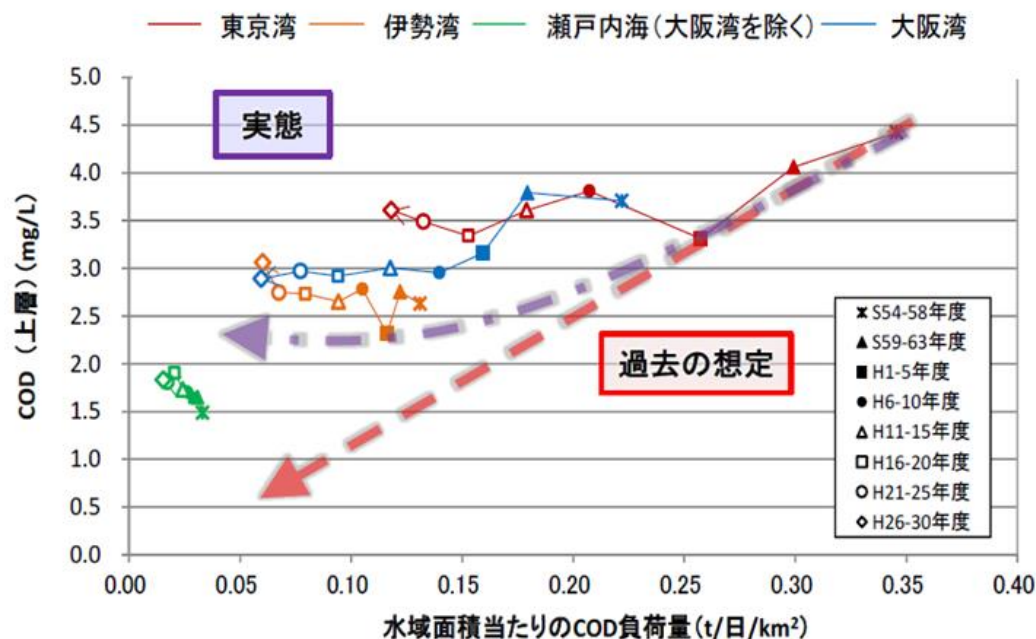


※例では、春季・夏季・秋季・冬季として季節を設定しているが、季節の区分は月単位で任意に設定。

(令和6年9月24日 生活環境の保全に関する水環境小委員会(第1回)の資料から抜粋)

④ CODの達成評価の変更の概要

- 流入負荷の削減対策の実施にもかかわらず、COD濃度が比例して減少しない湾口・湾央などの水域は、外洋由来の要因の可能性もある。COD非達成の要因が内部生産である場合、基準達成のためにさらに流入負荷を下げる対策を講じると流入負荷中の窒素・リンもあわせて削減せざるを得なくなり、**利水目的と地域のニーズとの更なる乖離が発生する可能性**。
- 海域（A、B類型）及び湖沼（AA類型、A類型）では、水域の環境基準の達成率は横ばいの傾向であり、COD濃度とCOD負荷量の対応関係は一様ではない。



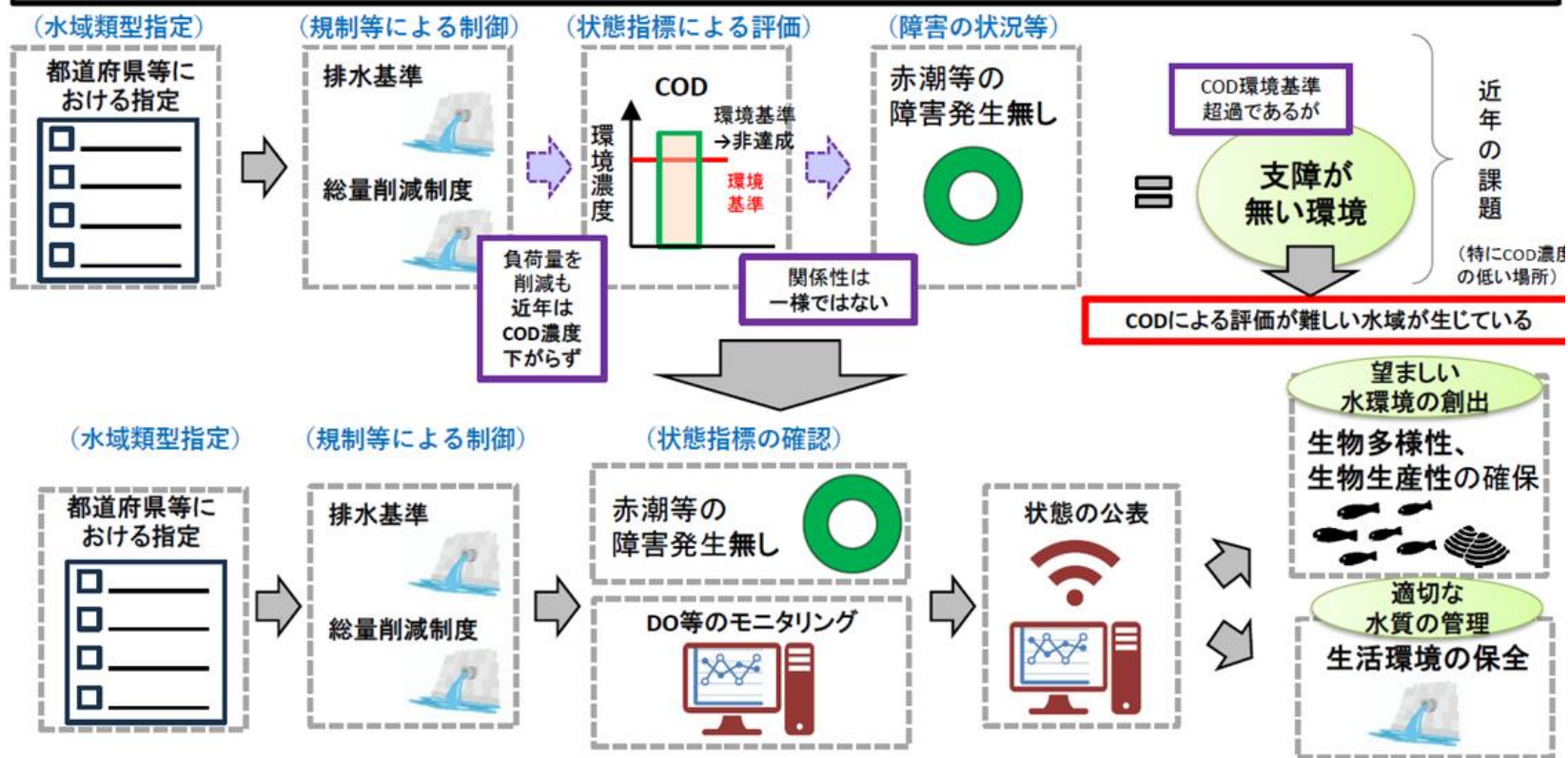
(参考)COD環境基準値

湖沼 AA類型: 1mg/L以下、A類型: 3mg/L以下、B類型: 5mg/L以下、C類型: 8mg/L以下
 海域 A類型: 2mg/L以下、B類型: 3mg/L以下、C類型: 8mg/L以下

(令和6年9月24日 生活環境の保全に関する水環境小委員会(第1回)の資料から抜粋)

④ CODの達成評価の変更の概要

- 有機汚濁を主因とした利水上の支障が継続的に生じていないにもかかわらず、CODが基準を達成しておらず継続的に汚濁負荷削減が求められてしまうような場合、関係者の意見を踏まえつつ、利水上の地域ニーズに応じて**類型指定された水域区分ごと**の**達成・非達成の評価を行わないことを可能**とする（海域：**A類型又はB類型に限る**。湾口・湾央を想定。湾奥は引き続き評価が必要。湖沼：**AA類型又はA類型に限る**）。
- CODによる評価を行わない場合も、水質汚濁防止法第15条に基づく水域の有機汚濁に関する**常時監視（モニタリング）は継続して行うこと**。ただし、測定項目については、CODによるほか底層DOなどによる測定でも可能とする。



(令和6年9月24日 生活環境の保全に関する水環境小委員会(第1回)の資料から抜粋)